

県税事務所からの **お知らせ**

自動車税の納税確認の電子化が始まりました！



納税確認の電子化により、平成27年9月24日から、車検更新時における納税証明書の運輸支局への提示が省略できるようになりました。
※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

ただし、自動車税を納付後、概ね2週間以内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。軽自動車、小型二輪自動車は、従来どおり納税証明書（市町発行）の提示が必要です。車検有効期限を長期間経過した自動車は、運輸支局で納税確認できない場合があります。

その他の注意事項

- ① 4月1日以降他府県のナンバーから兵庫県に転入した自動車の納税確認については、4月1日現在の登録都道府県にお問い合わせください。
- ② 抹消登録（廃車）、名義変更等、車検以外の目的で納税証明書が必要な場合は、申請方法について県税事務所へお問い合わせください。
- ③ 車検を業者に依頼される場合は、納税通知書等に添付の納税証明書（口座振替で納付された場合は、事後に県から送付する納税証明書）で業者の方が確認される場合がありますので、納税証明書は車検証と一緒に大切に保管してください。

Pay-easy [ペイジー] が利用できます！

取扱い金融機関のインターネットバンキングやATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から納付することができます。

取り扱い金融機関
(平成28年10月17日現在)

三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みなと・ゆうちょ・京都・山陰合同・ジャパンネットの各銀行、播州・兵庫・尼崎・日新・淡路・但馬・西兵庫・中兵庫・但陽・北おおさかの各信用金庫、兵庫県・淡陽の各信用組合、兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫県内の農業協同組合

ATMでは、三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・ゆうちょの各銀行で納付できます。右のペイジーマークのある納付書のみ利用可能です。

(参照) <http://www.pay-easy.jp/>



Pay-easyで納付されたときは、領収証書・自動車税納税証明書は発行されません。

領収証書・自動車税納税証明書が必要なときは金融機関、コンビニエンスストアの窓口にて納付してください。

